



ヒーティング施設の施工方法

JIS C 3651 : 2014

(JEF/JSA)

平成 26 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	早 田 敦	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤 倉 秀 美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 60.2.1 改正：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：電気床暖房工業会

(〒110-0015 東京都台東区東上野 5-2-3 金竜堂ビル TEL 03-3841-9961)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 発熱線等	4
5 設計	4
6 施工	6
6.1 共通事項	6
6.2 ロードヒーティング	7
6.3 フロアヒーティング及びシーリングヒーティング	8
6.4 ルーフヒーティング	8
6.5 パイプラインヒーティング	8
6.6 送水管ヒーティング及び排水管ヒーティング	9
6.7 コンクリート養生ヒーティング	9
6.8 電気温床	9
6.9 鉄構，装置などのヒーティング	10
附属書 A（規定）発熱線等	16
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、電気床暖房工業会（JEF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 3651:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ヒーティング施設の施工方法

Installation methods of heating facilities

序文

この規格は、1985 年に制定され、その後 4 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 2004 年に行われたが、その後の新しい材料の開発及び需要の変化に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、一般の場所¹⁾において、道路、駐車場、造営物の造営材、パイプラインなどの工作物の内部若しくは表面、又は地中、地表、空中若しくは水中に固定して、その発熱を利用する施設など（以下、ヒーティング施設という。）に使用する、使用電圧が交流 600 V 以下の発熱線、発熱シート、発熱ボード及び接続用電線、並びにその施工方法について規定する。ただし、発熱線、発熱シート、発熱ボード及び接続用電線を機械器具の構成要素の一つとして使用する場合には適用しない。

注¹⁾ 一般の場所とは、次に該当する場所以外の場所をいう。

- a) 可燃性ガス又は引火点 40 °C 以下の引火性液体の蒸気が空気中に存在して、危険な濃度となる場所、又はそのおそれがある場所。
- b) 爆燃性粉じん、導電性粉じん、可燃性粉じん又は易燃性繊維が存在するために、電気設備が点火源となって爆発又は火災を生じるおそれがある場所。
- c) セルロイド、マッチ、石油類その他の燃えやすい危険な物質を、製造又は貯蔵する場所。
- d) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の適用を受ける火薬庫、火薬類製造所又は火薬類取扱所。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3102 電気用軟銅線

JIS C 3152 すずめつき軟銅線

JIS G 3132 鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯

JIS G 3459 配管用ステンレス鋼鋼管

JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯